

令和 8 年 第 2 回

# 筑紫野市議会定例会議案書

筑 紫 野 市

令和8年2月25日提案

(余白)

令和8年第2回筑紫野市議会定例会議案目録

諮問第	1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて -----	7
同意第	1号	筑紫野市監査委員の選任について -----	9
同意第	2号	筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	11
同意第	3号	筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	13
同意第	4号	筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について -----	15
同意第	5号	筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について -----	17
同意第	6号	筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について -----	19
同意第	7号	筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について -----	21
同意第	8号	筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について -----	23
同意第	9号	筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について -----	25
同意第	10号	筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について -----	27
報告第	1号	専決処分の承認について（令和7年度筑紫野市一般会計補正予算 （第9号）） -----	29
報告第	2号	専決処分の承認について（令和7年度筑紫野市水道事業会計補正 予算（第3号）） -----	45
議案第	2号	福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び規約の変更について -----	59
議案第	3号	筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について -----	61
議案第	4号	筑紫野市犯罪被害者等支援条例の制定について -----	67
議案第	5号	筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例の制定 について -----	71

議案第 6 号	筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について -----	7 3
議案第 7 号	筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について --	7 7
議案第 8 号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について -----	7 9
議案第 9 号	筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例の制定について -----	8 3
議案第 10 号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会 計条例の一部を改正する条例の制定について -----	9 7
議案第 11 号	筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について --	10 1
議案第 12 号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について -----	10 3
議案第 13 号	前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について ----	10 5
議案第 14 号	筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につい て -----	10 9
議案第 15 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について -----	11 1
議案第 16 号	字の区域及び名称の変更について -----	11 7
議案第 17 号	水道の給水協定に関する協議について -----	11 9
議案第 18 号	下水道の排水協定の変更に関する協議について -----	12 3
議案第 19 号	令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第10号）について --	12 9
議案第 20 号	令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） について -----	13 1
議案第 21 号	令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）に ついて -----	13 3

議案第 2 2 号	令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第 1 号）に ついて -----	1 3 5
議案第 2 3 号	令和 7 年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第 1 号）に いて -----	1 3 7
議案第 2 4 号	令和 7 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第 1 号） について -----	1 3 9
議案第 2 5 号	令和 7 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 4 号）について-	1 4 1
議案第 2 6 号	令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 3 号）につ て -----	1 4 3
議案第 2 7 号	令和 8 年度筑紫野市一般会計予算について -----	1 4 5
議案第 2 8 号	令和 8 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について --	1 4 7
議案第 2 9 号	令和 8 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ て -----	1 4 9
議案第 3 0 号	令和 8 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について --	1 5 1
議案第 3 1 号	令和 8 年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について -----	1 5 3
議案第 3 2 号	令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について-	1 5 5
議案第 3 3 号	令和 8 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算について --	1 5 7
議案第 3 4 号	令和 8 年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算につ いて -----	1 5 9
議案第 3 5 号	令和 8 年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算について -----	1 6 1
議案第 3 6 号	令和 8 年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算について -----	1 6 3
議案第 3 7 号	令和 8 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算について ----	1 6 5
議案第 3 8 号	令和 8 年度筑紫野市水道事業会計予算について -----	1 6 7
議案第 3 9 号	令和 8 年度筑紫野市下水道事業会計予算について -----	1 6 9

(余白)

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

記

氏名 ひえだ たかこ  
稗田 多佳子（65歳）

住所 筑紫野市天拝坂

理由

北橋登志子氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 ひえ だ たかこ  
稗 田 多佳子（65歳）  
住 所 筑紫野市天拝坂

## 学 歴

昭和56年 3月 中村学園短期大学幼児教育科卒業

## 職 歴

昭和59年 4月 筑紫野市採用  
二日市乳児保育所、京町保育所、二日市保育所、下見保育所、  
二日市保育所、下見保育所、二日市保育所、下見保育所  
平成28年 4月 筑紫野市立下見保育所所長  
平成30年 4月 筑紫野市立京町保育所所長  
令和 2年 4月 筑紫野市立二日市保育所所長  
令和 3年 3月 筑紫野市退職  
令和 3年 4月 筑紫野市再任用職員採用 現在に至る  
京町保育所

## 公職歴・その他

昭和56年 3月 保育士資格取得

同意第1号

筑紫野市監査委員の選任について

下記の者を筑紫野市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

氏 名                    ひら   やま   ひで   ゆき  
平   山   秀   行（68歳）

住 所                    筑紫野市大字山家

理 由

段上信章氏が令和8年3月31日をもって任期満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 ひら やま ひで ゆき  
平 山 秀 行 (68歳)  
住 所 筑紫野市大字山家

## 学 歴

昭和55年 3月 西南学院大学経済学部経済学科卒業

## 職 歴

昭和57年 6月 筑紫野市採用  
衛生課、税務課、水道局、水道課、管理課、解放センター、  
企画調整課、行政管理課、財政課、企画財政課  
平成20年 4月 総合政策部企画財政課長補佐  
平成22年 4月 総合政策部企画財政課長  
平成24年 4月 総務部財政課長  
平成26年 4月 監査委員事務局長  
平成30年 3月 筑紫野市退職

## 公職歴・その他

平成30年 4月 山家2区 区長就任  
令和 2年 3月 山家2区 区長退任  
令和 3年 4月 山家財産区議会議員 現在に至る  
令和 3年 5月 山家コミュニティ運営協議会事務局長就任  
令和 6年 8月 筑紫野市土地開発公社監事就任 現在に至る  
令和 7年 5月 山家コミュニティ運営協議会事務局長退任  
令和 7年 6月 筑紫農業協同組合監事就任 現在に至る

同意第2号

筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を筑紫野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

記

氏名 うちのきみこ  
内野 公子（65歳）

住所 筑紫野市筑紫駅前通

理由

内野公子氏が令和8年4月13日をもって任期満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 うち の きみ こ  
内 野 公 子 (65歳)

住 所 筑紫野市筑紫駅前通

## 学 歴

昭和58年 3月 産業医科大学医療技術短期大学衛生技術学科卒業

## 職 歴

昭和58年 4月 公益財団法人福岡労働衛生研究所採用

昭和61年 3月 公益財団法人福岡労働衛生研究所退職

平成25年 7月 遠藤隆文税理士事務所勤務

令和 3年 5月 遠藤隆文税理士事務所退社

令和 3年 6月 内野公子税理士事務所開設 現在に至る

## 公職歴・その他

平成20年12月 税理士資格取得

令和 6年 4月 筑紫野市固定資産評価審査委員会委員就任 現在に至る

同意第3号

筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を筑紫野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

記

氏名 おおぐす ゆみこ  
大楠 由美子（60歳）

住所 朝倉郡筑前町中牟田

理由

米永隆司氏が令和8年3月11日をもって任期満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 おおぐす ゆみこ  
大 楠 由美子 (60歳)

住 所 朝倉郡筑前町中牟田

## 学 歴

昭和63年 3月 福岡大学商学部商学科卒業

## 職 歴

昭和63年 4月 住友信託銀行株式会社福岡支店入社

平成 4年 8月 住友信託銀行株式会社福岡支店退社

平成10年11月 株式会社九銀不動産鑑定所入社

令和 7年 7月 株式会社九銀不動産鑑定所退社

令和 7年 8月 あさくら不動産鑑定所開業 現在に至る

## 公職歴・その他

平成14年 2月 不動産鑑定士資格取得

平成23年 1月 佐賀県固定資産評価審議会委員就任 現在に至る

平成24年 9月 福岡県固定資産評価審議会委員就任

平成29年 5月 春日市空家等対策協議会委員就任 現在に至る

平成29年10月 福岡県土地収用事業認定審議会委員就任 現在に至る

平成29年11月 福岡国税局土地評価審議会委員就任 現在に至る

令和 3年 5月 国有財産九州地方審議会委員就任 現在に至る

令和 3年10月 福岡県固定資産評価審議会委員退任

令和 5年 4月 福岡市固定資産評価審査委員会委員就任 現在に至る

同意第4号

筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について

下記の者を筑紫野市二日市財産区管理委員に選任したいので、筑紫野市二日市財産区管理会条例（昭和30年筑紫野町条例第16号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

記

氏名            なか    じま            きよし  
                  中    嶋                清（80歳）

住所            筑紫野市塔原東

理由

現委員の任期が令和8年3月19日をもって満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 なか じま きよし  
中 嶋 清 (80歳)  
住 所 筑紫野市塔原東

## 学 歴

昭和43年 3月 立命館大学法学部法学科卒業

## 職 歴

昭和43年 4月 株式会社長崎銀行入社  
平成13年 6月 株式会社長崎銀行退社  
平成13年 7月 若松港湾工業株式会社入社  
平成16年 6月 若松港湾工業株式会社退社  
平成16年 9月 株式会社損害保険リサーチ入社  
平成25年 6月 株式会社損害保険リサーチ退社

## 公職歴・その他

平成25年 4月 六反区長就任 現在に至る  
令和 4年 3月 筑紫野市二日市財産区管理委員就任 現在に至る

同意第5号

筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について

下記の者を筑紫野市二日市財産区管理委員に選任したいので、筑紫野市二日市財産区管理会条例（昭和30年筑紫野町条例第16号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

氏 名           お だ   す え こ  
                  小 田   スエ子（76歳）

住 所           筑紫野市二日市北

理 由

現委員の任期が令和8年3月19日をもって満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 お だ す え こ  
小 田 スエ子 (76歳)

住 所 筑紫野市二日市北

## 学 歴

昭和47年 3月 中村学園大学家政学部食物栄養科卒業

## 職 歴

昭和47年 4月 一般財団法人日本環境衛生センター入社

昭和55年 5月 一般財団法人日本環境衛生センター退社

## 公職歴・その他

平成25年 4月 京町区長就任

令和 3年 3月 京町区長退任

令和 4年 3月 筑紫野市二日市財産区管理委員就任 現在に至る

同意第6号

筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について

下記の者を筑紫野市二日市財産区管理委員に選任したいので、筑紫野市二日市財産区管理会条例（昭和30年筑紫野町条例第16号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

記

氏名                    はた   ぞえ   かず   とし  
                         畑   添   和   敏（74歳）

住所                    筑紫野市武蔵

理由

現委員の任期が令和8年3月19日をもって満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 はた ぞえ かず とし  
畑 添 和 敏 (74歳)

住 所 筑紫野市武蔵

## 学 歴

昭和44年 3月 福岡農業高等学校卒業

## 職 歴

昭和44年 4月 筑紫農業協同組合採用  
昭和45年 3月 筑紫農業協同組合退職  
昭和46年 1月 全国農業協同組合連合会採用  
平成15年 3月 全国農業協同組合連合会退職  
平成15年 9月 株式会社大分MPC入社  
平成17年 3月 株式会社大分MPC退社  
平成21年 5月 整体院ほぐし館開業 現在に至る

## 公職歴・その他

平成22年 3月 二日市財産区管理委員就任 現在に至る  
平成25年 4月 武蔵区長就任  
平成27年 9月 武蔵財産区議会議員就任 現在に至る  
令和 7年 3月 武蔵区長退任

同意第7号

筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について

下記の者を筑紫野市二日市財産区管理委員に選任したいので、筑紫野市二日市財産区管理会条例（昭和30年筑紫野町条例第16号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

氏 名            いし   うち   たか   のり  
石   内   孝   典（82歳）

住   所            筑紫野市湯町

理 由

現委員の任期が令和8年3月19日をもって満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 いし うち たか のり  
石 内 孝 典 (82歳)

住 所 筑紫野市湯町

## 学 歴

昭和37年 3月 福岡工業高等学校卒業

## 職 歴

昭和38年 3月 八幡製鐵株式会社入社

昭和45年 3月 新日本製鐵株式会社に社名変更

平成10年12月 新日本製鐵株式会社退社

平成11年 1月 新日鉄情報通信システム株式会社入社

平成13年 4月 新日鉄ソリューションズ株式会社に社名変更

平成15年12月 新日鉄ソリューションズ株式会社退社

## 公職歴・その他

平成18年 9月 筑紫野市武蔵財産区議会議員就任

平成19年12月 民生委員・児童委員就任

平成22年12月 天拝地区民生委員児童委員協議会会長就任

平成25年12月 筑紫野市民生委員児童委員連合会会長就任

令和 元年 9月 筑紫野市武蔵財産区議会議員退任

令和 元年11月 天拝地区民生委員児童委員協議会会長退任

筑紫野市民生委員児童委員連合会会長退任

令和 4年11月 民生委員・児童委員退任

同意第8号

筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について

下記の者を筑紫野市二日市財産区管理委員に選任したいので、筑紫野市二日市財産区管理会条例（昭和30年筑紫野町条例第16号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

氏 名            た   し ろ   く に   お  
                    田   代   邦   夫（76歳）

住 所            筑紫野市二日市中央

理 由

現委員の任期が令和8年3月19日をもって満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 た しろ くに お  
田 代 邦 夫 (76歳)

住 所 筑紫野市二日市中央

## 学 歴

昭和47年 3月 福岡大学工学部土木工学科卒業

## 職 歴

昭和47年 7月 前田設計株式会社入社  
昭和55年12月 前田設計株式会社退社  
昭和56年 1月 田代設計設立  
昭和57年 5月 田代設計を改め株式会社田代設計事務所設立  
平成23年 4月 一般社団法人筑紫野市体育協会入社  
平成24年10月 株式会社田代設計事務所解散  
平成26年 3月 一般社団法人筑紫野市体育協会退社

## 公職歴・その他

平成10年12月 民生委員・児童委員就任  
平成16年12月 二日市地区民生委員児童委員協議会会長就任  
平成22年11月 二日市地区民生委員児童委員協議会会長退任  
民生委員・児童委員退任  
平成26年 6月 筑紫野市教育委員会委員就任  
令和 3年 4月 旭町区長就任  
令和 5年 3月 筑紫野市教育委員会委員退任  
令和 7年 3月 旭町区長退任

同意第9号

筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について

下記の者を筑紫野市二日市財産区管理委員に選任したいので、筑紫野市二日市財産区管理会条例（昭和30年筑紫野町条例第16号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

氏 名           い   とう   さだ   とし  
伊   東   定   敏（64歳）

住   所           筑紫野市紫

理 由

現委員の任期が令和8年3月19日をもって満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 いとう さだとし  
伊 東 定 敏 (64歳)  
住 所 筑紫野市紫

## 学 歴

昭和56年 3月 九州産業大学付属九州高等学校卒業

## 職 歴

昭和56年 4月 北部九州いすゞモーター株式会社入社  
昭和58年 2月 北部九州いすゞモーター株式会社退社  
昭和58年 3月 株式会社ダイエー入社  
昭和60年 2月 株式会社ダイエー退社  
昭和60年 4月 有限会社倉本眼鏡入社  
昭和61年10月 有限会社倉本眼鏡退社  
昭和62年 3月 めがねのイトウ開業  
平成 元年10月 有限会社リバーサイドに社名変更  
有限会社リバーサイド代表取締役就任  
平成 5年10月 有限会社ピュアメッセージ開業  
有限会社ピュアメッセージ代表取締役就任  
令和 3年 5月 有限会社御石ヶ澤温泉取締役就任  
令和 4年 7月 有限会社リバーサイド代表取締役退任  
令和 7年10月 有限会社ピュアメッセージ解散  
有限会社ピュアメッセージ代表取締役退任

## 公職歴・その他

令和 7年 4月 紫区長就任 現在に至る

同意第10号

筑紫野市二日市財産区管理委員の選任について

下記の者を筑紫野市二日市財産区管理委員に選任したいので、筑紫野市二日市財産区管理会条例（昭和30年筑紫野町条例第16号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

氏 名           とう   ゆう   いち  
                  藤    雄    一（60歳）

住 所           筑紫野市湯町

理 由

現委員の任期が令和8年3月19日をもって満了となるため

# 経 歴 書

氏 名 とう ゆう いち  
藤 雄 一 (60歳)  
住 所 筑紫野市湯町

## 学 歴

昭和63年10月 久留米大学商学部商学科卒業

## 職 歴

平成 元年 4月 株式会社コーユービジネス入社 現在に至る

## 公職歴・その他

令和 3年 4月 湯町区長就任 現在に至る

令和 5年12月 筑紫野市平等寺山財産区管理委員就任 現在に至る

報告第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第9号）

令和8年1月23日専決

筑紫野市長 平 井 一 三

## 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,810,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日

筑紫野市長 平 井 一 三

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		4,431,159	33,038	4,464,197
	3 委託金	265,080	33,038	298,118
補正されなかった款項に係る額		41,345,837	0	41,345,837
歳 入 合 計		45,776,996	33,038	45,810,034

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,486,649	33,038	6,519,687
	5 選挙費	37,888	33,038	70,926
補正されなかった款項に係る額		39,290,347	0	39,290,347
歳 出 合 計		45,776,996	33,038	45,810,034

歲入歲出補正予算事項別明細書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	15,322,173		15,322,173
2 地 方 譲 与 税	260,680		260,680
3 利 子 割 交 付 金	3,670		3,670
4 配 当 割 交 付 金	82,500		82,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	78,612		78,612
6 法 人 事 業 税 交 付 金	201,604		201,604
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,320,093		2,320,093
8 ゴルフ場利用税交付金	50,247		50,247
9 環 境 性 能 割 交 付 金	47,664		47,664
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,524		1,524
11 地 方 特 例 交 付 金	136,746		136,746
12 地 方 交 付 税	5,063,820		5,063,820
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000		20,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金	370,173		370,173
15 使 用 料 及 び 手 数 料	563,547		563,547
16 国 庫 支 出 金	11,223,957		11,223,957
17 県 支 出 金	4,431,159	33,038	4,464,197
18 財 産 収 入	295,072		295,072
19 寄 附 金	1,025,875		1,025,875
20 繰 入 金	1,610,570		1,610,570
21 繰 越 金	957,852		957,852
22 諸 収 入	824,558		824,558
23 市 債	884,900		884,900
歳 入 合 計	45,776,996	33,038	45,810,034

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	287,587		287,587
2 総 務 費	6,486,649	33,038	6,519,687
3 民 生 費	21,898,517		21,898,517
4 衛 生 費	3,541,426		3,541,426
5 農 林 水 産 業 費	499,223		499,223
6 商 工 費	653,754		653,754
7 土 木 費	2,155,001		2,155,001
8 消 防 費	1,395,032		1,395,032
9 教 育 費	6,552,583		6,552,583
10 災 害 復 旧 費	76,335		76,335
11 公 債 費	2,200,889		2,200,889
12 予 備 費	30,000		30,000
歳 出 合 計	45,776,996	33,038	45,810,034



2 歳 入

(款) 17 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	264,133	33,038	297,171
計	265,080	33,038	298,118

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 選挙費委託金	33,038	衆議院議員選挙執行経費委託金(10/10)補正増 33,038

3 歳 出  
(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衆議院議員選挙費	0	33,038	33,038	33,038 国県支出金 33,038			0
計	37,888	33,038	70,926	33,038			0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	3,615	<b>1 衆議院議員選挙執行事業（選挙管理委員会事務局）補正増 22,384</b>	
3 職員手当等	10,654		1 報酬補正増 3,615
8 旅費	287		会計年度任用職員報酬補正増 2,580
10 需用費	1,779		会計年度任用職員補正増 2,580
11 役務費	12,689		非常勤職員報酬補正増 1,035
12 委託料	2,742		期日前投票管理者報酬補正増 141
13 使用料及び 賃借料	1,272		期日前投票立会人報酬補正増 269
			投票管理者報酬補正増 1
			投票立会人報酬補正増 397
			開票管理者報酬補正増 25
			開票立会人報酬補正増 202
			8 旅費補正増 287
			費用弁償補正増 209
		普通旅費補正増 10	
		会計年度任用職員費用弁償補正増 68	
		10 需用費補正増 1,779	
		消耗品費補正増 803	
		燃料費補正増 43	
		食糧費補正増 3	
		印刷製本費補正増 330	
		修繕料補正増 600	
		11 役務費補正増 12,689	
		郵便料補正増 7,890	
		手数料補正増 4,799	
		12 委託料補正増 2,742	
		運営管理委託料補正増 2,742	
		選挙広報等配送委託料補正増 2,322	
		投開票所駐車場警備委託料補正増 184	
		選挙巡回啓発委託料補正増 236	
		13 使用料及び賃借料補正増 1,272	
		建物借上料補正増 3	
		機械借上料補正増 1,239	
		会場借上料補正増 30	
		<b>80 職員給与費（選挙事務）補正増 10,654</b>	
		3 職員手当等補正増 10,654	
		時間外勤務手当補正増 10,054	
		一般職補正増 10,054	
		休日勤務手当補正増 600	
		一般職補正増 600	

2款 総務費 5項 選挙費

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	地域手当	期末手当	退職手当組合 負担金	計				
補正後	長 等	2		20,100	1,206	7,458	6,030	34,794	1,788	36,582	
	議 員	22	120,874			42,295		163,169	32,244	195,413	
	その他	1,696	118,638	8,160	490	3,028	2,448	132,764	841	133,605	
	計	1,720	239,512	28,260	1,696	52,781	8,478	330,727	34,873	365,600	
補正前	長 等	2		20,100	1,206	7,458	6,030	34,794	1,788	36,582	
	議 員	22	120,874			42,295		163,169	32,244	195,413	
	その他	1,638	117,603	8,160	490	3,028	2,448	131,729	841	132,570	
	計	1,662	238,477	28,260	1,696	52,781	8,478	329,692	34,873	364,565	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	58	1,035	0	0	0	0	1,035	0	1,035	
	計	58	1,035	0	0	0	0	1,035	0	1,035	

## 2 一般職

### (1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	退職手当組合 負担金	計			
補 正 後	(581) 615	731,684	2,224,696	1,742,309	266,101	4,964,790	931,518	5,896,308	
補 正 前	(571) 615	729,104	2,224,696	1,731,655	266,101	4,951,556	931,518	5,883,074	
比 較	(10) 0	2,580	0	10,654	0	13,234	0	13,234	

(単位：千円)

職員 手当 の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	休日勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	管理職員特別 勤 務 手 当	合 計	備 考
	補正後	50,085	138,143	44,927	58,220	227,944	7,027	37,772	1,175,592	2,599	1,742,309	
	補正前	50,085	138,143	44,927	58,220	217,890	6,427	37,772	1,175,592	2,599	1,731,655	
比 較	0	0	0	0	10,054	600	0	0	0	0	10,654	

※( )内は、フルタイム勤務者と比べて一週間当たりの勤務時間数が短い職員 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	退職手当組合 負担金	計			
補 正 後	(9) 455	1,785,107	1,308,850	212,970	3,306,927	636,726	3,943,653	
補 正 前	(9) 455	1,785,107	1,298,196	212,970	3,296,273	636,726	3,932,999	
比 較	(0) 0	0	10,654	0	10,654	0	10,654	

(単位：千円)

職員 手当 の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	休日勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	管理職員特別 勤務手当	合 計	備 考
	補正後	50,085	111,761	44,927	43,307	221,417	5,597	37,772	791,385	2,599	1,308,850	
	補正前	50,085	111,761	44,927	43,307	211,363	4,997	37,772	791,385	2,599	1,298,196	
	比 較	0	0	0	0	10,054	600	0	0	0	10,654	

※( )内は、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員数(外数)

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	退職手当組合 負担金			
補 正 後	(572) 160	731,684	439,589	433,459	53,131	1,657,863	294,792	1,952,655
補 正 前	(562) 160	729,104	439,589	433,459	53,131	1,655,283	294,792	1,950,075
比 較	(10) 0	2,580	0	0	0	2,580	0	2,580

(単位：千円)

職員 手当 の内訳	区分	地域手当	通勤手当	時間外勤務 手 当	休日勤務 手 当	期末勤勉 手 当	合 計	備 考
	補正後	26,382	14,913	6,527	1,430	384,207	433,459	
	補正前	26,382	14,913	6,527	1,430	384,207	433,459	
	比 較	0	0	0	0	0	0	

※( )内は、フルタイム勤務者と比べて一週間当たりの勤務時間数が短い職員(外数)

(余白)

報告第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第3号）

令和8年2月6日専決

筑紫野市長 平 井 一 三

令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	1,990,522 千円	20,345 千円	2,010,867 千円
第1項 営業費用	1,903,203 千円	20,345 千円	1,923,548 千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第9条中、（1）を次のとおり改める。

（1）職員給与費 146,971 千円

令和7年度 筑紫野市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収 益 的 支 出

（ 支 出 ）

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	摘 要
1. 水道事業費用			1,990,522	20,345	2,010,867	
	1. 営業費用		1,903,203	20,345	1,923,548	
		4. 総 係 費	70,154	20,345	90,499	
補正されなかった款項に係る額			87,319	—	87,319	

# 令和7年度 筑紫野市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	81,480
減価償却費	470,904
固定資産除却費	4,400
貸倒引当金の増減額	1,400
引当金の増減額	△ 3,264
長期前受金戻入額	△ 165,937
受取利息及び受取配当金	△ 1,276
支払利息	53,269
有価証券売却損益	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 3,855
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 9,154
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
未払金の増減額 (△は減少)	3,921
その他流動負債の増減額 (△は増加)	0
小計	431,888
利息及び配当金の受取額	1,276
利息の支払額	△ 53,269
業務活動によるキャッシュ・フロー	379,895
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 532,877
有形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
国庫補助金等による収入	0
負担金による収入	12,607
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 520,270
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	250,600
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 305,854
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 55,254
資金の増加額 (又は減少額)	△ 195,629
資金期首残高	1,687,116
資金期末残高	1,491,487

# 令和7年度 筑紫野市水道事業会計補正予算（第3号）給与費明細書

(単位：千円)

区分	職員数 (人)			給与費				法定福利費	合計	
	特別職	一般職		報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	0	(9)	9	22,933	35,217	52,886	111,036	17,595	128,631
	資本勘定支弁職員	0	(0)	5	0	19,580	15,046	34,626	6,647	41,273
	合計	0	(9)	14	22,933	54,797	67,932	145,662	24,242	169,904
補正前	損益勘定支弁職員	0	(9)	9	22,933	35,217	32,541	90,691	17,595	108,286
	資本勘定支弁職員	0	(0)	5	0	19,580	15,046	34,626	6,647	41,273
	合計	0	(9)	14	22,933	54,797	47,587	125,317	24,242	149,559
比較	損益勘定支弁職員	0	(0)	0	0	0	20,345	20,345	0	20,345
	資本勘定支弁職員	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	(0)	0	0	0	20,345	20,345	0	20,345

※( )内は、暫定再任用短時間勤務職員数、定年前再任用短時間勤務職員数およびフルタイム勤務者と比べて一週間当たりの勤務時間数が短い職員数(外数)

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末勤勉手当
	補正後	2,130	3,448	1,902	1,324	25,454	499	53	33,122
	補正前	2,130	3,448	1,902	1,324	5,109	499	53	33,122
	比較	0	0	0	0	20,345	0	0	0

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)			給与費				法定福利費	合計	
	特別職	一般職		報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	0	(0)	9	0	35,217	44,411	79,628	12,348	91,976
	資本勘定支弁職員	0	(0)	5	0	19,580	15,046	34,626	6,647	41,273
	合計	0	(0)	14	0	54,797	59,457	114,254	18,995	133,249
補正前	損益勘定支弁職員	0	(0)	9	0	35,217	24,066	59,283	12,348	71,631
	資本勘定支弁職員	0	(0)	5	0	19,580	15,046	34,626	6,647	41,273
	合計	0	(0)	14	0	54,797	39,112	93,909	18,995	112,904
比較	損益勘定支弁職員	0	(0)	0	0	0	20,345	20,345	0	20,345
	資本勘定支弁職員	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	(0)	0	0	0	20,345	20,345	0	20,345

※( )内は、暫定再任用短時間勤務職員数および定年前再任用短時間勤務職員数(外数)

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末勤勉手当
	補正後	2,130	3,448	1,902	1,324	25,454	499	53	24,647
	補正前	2,130	3,448	1,902	1,324	5,109	499	53	24,647
	比較	0	0	0	0	20,345	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)			給与費				法定福利費	合計	
	特別職	一般職		報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	0	(9)	0	22,933	0	8,475	31,408	5,247	36,655
	資本勘定支弁職員	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	(9)	0	22,933	0	8,475	31,408	5,247	36,655
補正前	損益勘定支弁職員	0	(9)	0	22,933	0	8,475	31,408	5,247	36,655
	資本勘定支弁職員	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	(9)	0	22,933	0	8,475	31,408	5,247	36,655
比較	損益勘定支弁職員	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0

※( )内は、フルタイム勤務者と比べて一週間当たりの勤務時間数が短い職員数(外数)

手当の内訳	区分	地域手当	時間外勤務手当	期末勤勉手当
	補正後	0	0	8,475
	補正前	0	0	8,475
	比較	0	0	0

一般職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費	平均年齢
補正後	8,160,214 円	38 歳
補正前	6,707,000 円	38 歳

# 令和 7 年度 筑紫野市水道事業予定貸借対照表

( 令和 8 年 3 月 3 1 日 )

( 単位 : 千円 )

## 資 産 の 部

### 1. 固 定 資 産

#### (1) 有 形 固 定 資 産

イ	土 地		992,291	
ロ	建 物	880,654		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 380,972	499,682	
ハ	構 築 物	22,062,061		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 11,009,000	11,053,061	
ニ	機 械 及 び 装 置	1,455,839		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,307,997	147,842	
ホ	車 両 及 び 運 搬 具	6,447		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 4,603	1,844	
ヘ	工 具 器 具 及 び 備 品	15,889		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 13,803	2,086	
ト	建 設 仮 勘 定		660,393	

有 形 固 定 資 産 合 計 13,357,199

#### (2) 無 形 固 定 資 産

イ	電 話 加 入 権		953	
---	-----------	--	-----	--

無 形 固 定 資 産 合 計 953

#### (3) 投 資 資 産

イ	投 資 有 価 証 資 券		200,000	
ロ	そ の 他 投 資 資 産	0		
	投 資 合 計		200,000	

固 定 資 産 合 計 13,558,152

### 2. 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金		1,491,487	
(2)	未 収 金	392,355		
	貸 倒 引 当 金	△ 1,643	390,712	
(3)	貯 蔵 品		13,531	
(4)	前 払 金		0	
(5)	そ の 他 流 動 資 産		400	
(6)	仮 払 金		0	

流 動 資 産 合 計 1,896,130

資 産 合 計 15,454,282



# 令和6年度 筑紫野市水道事業損益計算書

( 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで )

( 単位 : 千円 )

## 1. 営 業 収 益

(1) 給 水 収 益	1,651,096	
(2) 受 託 工 事 収 益	28	
(3) 加 入 金	119,943	
(4) そ の 他 営 業 収 益	<u>29,728</u>	1,800,795

## 2. 営 業 費 用

(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,055,745	
(2) 配 水 及 び 給 水 費	62,797	
(3) 受 託 工 事 費	0	
(4) 業 務 費	68,977	
(5) 総 係 費	60,455	
(6) 減 価 償 却 費	460,280	
(7) 資 産 減 耗 費	2,720	
(8) そ の 他 営 業 費 用	<u>0</u>	<u>1,710,974</u>

営 業 利 益 89,821

## 3. 営 業 外 収 益

(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	988	
(2) 営 業 外 受 託 工 事 収 益	0	
(3) そ の 他 営 業 外 収 益	465	
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	<u>166,488</u>	167,941

4. 営業外費用			
(1) 支払利息	54,693		
(2) 営業外受託工事費	0		
(3) 雑支出	731		
(4) 渴水対策費	0		
(5) その他営業外費用	900	56,324	111,617
経常利益			201,438
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	0		
(3) その他特別利益	0	0	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 臨時損失	0		
(3) 過年度損益修正損	783		
(4) その他特別損失	0	783	△783
当年度純利益			200,655
前年度繰越利益剰余金			1
その他未処分利益剰余金変動額			339,974
当年度未処分利益剰余金			540,630

# 令和 6 年度 筑紫野市 水道事業 貸借対照表

( 令和 7 年 3 月 31 日 )

( 単位 : 千円 )

## 資 産 の 部

### 1. 固 定 資 産

#### (1) 有 形 固 定 資 産

イ	土 地		992,291	
ロ	建 物	880,654		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 368,338	512,316	
ハ	構 築 物	22,066,461		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 10,560,901	11,505,560	
ニ	機 械 及 び 装 置	1,454,520		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,298,667	155,853	
ホ	車 両 及 び 運 搬 具	6,447		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 4,133	2,314	
ヘ	工 具 器 具 及 び 備 品	15,661		
	減 価 償 却 累 計 額	△ 13,432	2,229	
ト	建 設 仮 勘 定		142,340	

有 形 固 定 資 産 合 計 13,312,903

#### (2) 無 形 固 定 資 産

イ	電 話 加 入 権		953	
---	-----------	--	-----	--

無 形 固 定 資 産 合 計 953

#### (3) 投 資 資 産

イ	投 資 有 価 証 券		200,000	
ロ	そ の 他 投 資		0	
	投 資 合 計		200,000	

固 定 資 産 合 計 13,513,856

### 2. 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金		1,687,116	
(2)	未 収 金	388,501		
	貸 倒 引 当 金	△ 243	388,258	
(3)	貯 蔵 品		4,377	
(4)	前 払 金		0	
(5)	そ の 他 流 動 資 産		400	
(6)	仮 払 金		0	

流 動 資 産 合 計 2,080,151

資 産 合 計 15,594,007



(余白)

## 議案第2号

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少  
及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から久留米市外三市町高等学校組合を脱退させ、令和8年4月1日から、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり変更する。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

### 提案理由

令和8年3月31日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

## 福岡県市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

福岡県市町村職員退職手当組合格約（昭和 36 年県指令 36 地第 903 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 粕屋郡の項を次のように改める。

糟屋郡 宇美町，篠栗町，志免町，須恵町，新宮町，粕屋町，久山町，糟屋郡自治会館組合，古賀高等学校組合，糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合，北筑昇華苑組合，粕屋南部消防組合，粕屋北部消防組合，須恵町外二ヶ町清掃施設組合

別表第 1 三井郡の項中「，久留米市外三市町高等学校組合」を削り，同表その他の項中「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改める。

別表第 2 第 4 区の項中「久留米市外三市町高等学校組合」を削り，「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改める。

### 附 則

この規約は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

(筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

題目の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 内国旅行の旅費(第9条―第15条)

第3章 外国旅行の旅費(第16条)

第4章 雑則(第17条―第21条)

附則

第2条第1号中「市」を「筑紫野市(以下「市」という。)」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第1項中「出張した」を「旅行した」に改め、同条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第5項中「旅費の」の前に「第1項、第2項及び前項の規定により」を加え、「その出発前に」を「次条第3項の規定により」に、「を変更(取消を含む。以下同じ。)された場合において当該」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該」に、「損失となった」を「損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「これを」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「基づきこれを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「を掲載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示しなければならない」を「通知しなければならない」に改め、同項ただし書中「当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する」を「当該事項の記載又は記録をする」に、「口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる」を「、この限りでない」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条中「、車賃、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第9条から第13条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

(4) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する座席指定料金

のほか、寝台料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する座席指定料金は、旅行命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができることに限り、支給する。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行

うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第13条 宿泊費の額は、宿泊先の区分に応じた規則に定める基準額の範囲内の実費額による。

2 規則で定める特別の事情により前項の基準額を超える場合には、前項の規定にかかわらず宿泊に要した実費額を支給する。

3 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

第13条の次に次の2条を加える。

(包括宿泊費)

第13条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条の3 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則に定める1夜当たりの定額とする。

第14条に見出しとして「(費用弁償)」を付し、同条第1項中「別表第2の定額による」を「規則に定める額とする」に改め、同条第2項中「前項」を「第12条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

第18条を第21条とし、第17条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第20条 旅費の支出をする者(以下「支出命令権者」という。)は、旅行者又は旅

行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、筑紫野市職員の給与に関する条例(昭和32年筑紫野町条例第11号)第3条に規定するものと同等とする。

第4章中第19条の前に次の2条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第17条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条並びに第13条及び第13条の2の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(随行旅費)

第18条 職員等が筑紫野市長、筑紫野市副市長、筑紫野市教育委員会教育長、筑紫野市議会議員、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会の委員又はその他の委員に随行した場合は、当該職員等に対し、被随行者と同額の旅費を支給することができる。

別表第1及び別表第2を削る。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

筑紫野市犯罪被害者等支援条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平 井 一 三

## 筑紫野市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、筑紫野市(以下「市」という。)における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等と接する行政若しくは司法機関の職員その他関係者又は報道等により当該事件を知る者の偏見、無理解、差別等による心ない言葉や行動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉のき損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学している者並びに市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に講じられなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すために必要な支援を途切れることなく受けることができるよう講じられなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等見舞金)

第7条 市は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、犯罪被害者等見舞金を支給するものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民等の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、広報及び啓発に努めるものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、次に掲げる場合においては、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他当該被害につき犯罪被害者等にその責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例

筑紫野市地域コミュニティ推進条例(平成28年筑紫野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

二日市コミュニティ運営協議会	都府楼団地・杉塚・塔原・六反・本町・入舟・宮田町・京町・曙町・松ヶ浦・中央・栄町・昭和・鳥居・次田・大門・大坪・湯町・武蔵・上古賀・天拝坂
----------------	---

」

を

「

二日市わがまち協議会	六反・本町・入舟・中央・栄町・昭和・鳥居・次田・大坪・湯町・武蔵・上古賀
二日市北コミュニティ協議会	宮田町・京町・曙町・松ヶ浦
天拝ふるさと協議会	都府楼団地・杉塚・塔原・大門・天拝坂

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

## 筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

筑紫野市国民健康保険税条例(昭和34年筑紫野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6.83」を「100分の7.12」に改める。

第5条中「28,100円」を「30,863円」に改める。

第6条第1号中「25,900円」を「27,901円」に改め、同条第2号中「12,950円」を「13,950円」に改め、同条第3号中「19,425円」を「20,925円」に改める。

第7条中「100分の2.80」を「100分の2.56」に改める。

第7条の2中「12,300円」を「11,836円」に改める。

第7条の3第1号中「10,700円」を「10,095円」に改め、同条第2号中「5,350円」を「5,047円」に改め、同条第3号中「8,025円」を「7,571円」に改める。

第8条中「100分の2.43」を「100分の2.30」に改める。

第8条の2中「18,000円」を「17,546円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「19,670円」を「21,605円」に改め、同号イ中「18,130円」を「19,531円」に、「9,065円」を「9,765円」に、「13,598円」を「14,648円」に改め、同号ウ中「8,610円」を「8,286円」に改め、同号エ中「7,490円」を「7,067円」に、「3,745円」を「3,533円」に、「5,618円」を「5,300円」に改め、同号オ中「12,600円」を「12,283円」に改め、同項第2号ア中「14,050円」を「15,432円」に改め、同号イ中「12,950円」を「13,951円」に、「6,475円」を「6,975円」に、「9,713円」を「10,463円」に改め、同号ウ中「6,150円」を「5,918円」に改め、同号エ中「5,350円」を「5,048円」に、「2,675円」を「2,524円」に、「4,013円」を「3,786円」に改め、同号オ中「9,000円」を「8,773円」に改め、同項第3号ア中「5,620円」を「6,173円」に改め、同号イ中「5,180円」を「5,581円」に、「2,590円」を「2,790円」に、「3,885円」を「4,185円」に改め、同号ウ中「2,460円」を「2,368円」に改め、同号エ中「2,140円」を「2,019円」に、「1,070円」を「1,010円」に、「1,605円」を「1,515円」に改め、同号オ中「3,600円」を「3,510円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,215円」を「4,629円」に改め、同号イ中「7,025円」を「7,716円」に改め、同号ウ中「11,240円」を「12,345円」に改め、同号エ中

「14,050円」を「15,432円」に改め、同項第2号ア中「1,845円」を「1,775円」に改め、同号イ中「3,075円」を「2,959円」に改め、同号ウ中「4,920円」を「4,734円」に改め、同号エ中「6,150円」を「5,918円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(余白)

議案第7号

筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

## 筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例

筑紫野市保育所設置条例(平成27年筑紫野市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「市長」を「筑紫野市長(以下「市長」という。)」に改める。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(乳児等通園支援事業の実施)

第5条 市長は、規則に定める保育所において、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施するものとする。

(乳児等通園支援事業の利用料)

第6条 市長は、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者から、規則に定める額を利用料として徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附則に次の見出し及び4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に規定する数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開

所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(余白)

議案第9号

筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の  
制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平 井 一 三

# 筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

### 第1章 総則(第1条・第2条)

### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準(第3条)

#### 第2節 運営に関する基準(第4条―第32条)

### 第3章 雑則(第33条)

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。以下同じ。)の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、福岡県、筑紫野市(以下「市」という。)、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業

者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければ

ならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情

報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用

の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に

努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特

定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援

給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付

認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(余白)

議案第10号

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会計条例  
の一部を改正する条例

(筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)  
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(12) 筑紫地区障害支援区分等審査会委員

第3条第1項中「第11号」を「第12号」に改める。

別表第1選挙立会人の項の次に次のように加える。

筑紫地区障害支 援区分等審査会	会長及び合議体の長	12,500	
委員	委員	10,500	

第2条 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第12号を削る。

第3条第1項中「第12号」を「第11号」に改める。

別表第1筑紫地区障害支援区分等審査会委員の項を削る。

(筑紫野市特別会計条例の一部改正)

第3条 筑紫野市特別会計条例(平成12年筑紫野市条例第7号)の一部を次のように改正  
する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計 筑紫地区障害支援区分等審  
査会事業

第4条 筑紫野市特別会計条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令

和10年4月1日から施行する。

(筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

- 2 第4条の規定による改正前の筑紫野市特別会計条例に基づく筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計に係る令和9年度の出納整理及び決算の事務に関しては、なお従前の例による。

(余白)

議案第 1 1 号

筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

筑紫野市長 平 井 一 三

## 筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例

筑紫野市介護保険条例(平成12年筑紫野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(令和8年度における保険料の減免の特例)

第9条 令和8年度の保険料に限り、第11条第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、申請によらず減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

## 前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例

### (設置)

第1条 筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、国史跡前畑遺跡の保存活用計画(以下「計画」という。)の策定に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、前畑遺跡保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査、審議等に関すること。
- (2) その他計画の策定のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

3 委員以外の者には、証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部文化財課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(余白)

議案第14号

筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

## 筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例

筑紫野市火入れに関する条例(昭和59年筑紫野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に改め、「若しくは」の次に「乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」を加え、「ときには」を「場合には」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

上記の計画案について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一 三

辺地に係る公共的施設の  
総合的な整備に関する財  
政上の計画

第13次1ヶ年計画  
(令和8年度)

# 総合整備計画書

福岡県筑紫野市本道寺・柚須原・香園辺地  
(辺地の人口 172人 面積9.9k m<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 本道寺・柚須原・香園
- (2) 地域の中心の位置 大字本道寺 134 番地 3
- (3) 辺地度点数 160 点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市の中心部より 10 km以上遠距離の山間部に位置しており、当辺地にある竜岩自然の家は社会教育施設として、地域の活性化に寄与してきたが、当該施設の宿泊棟には空調設備がないため、夏季の熱中症対策や、冬季の利用者が少ない等の課題がある。

空調設備を新設することにより、安全性・快適性を高め、来訪者の増加を図り、より一層の地域の活性化に寄与することができる。

## 3. 公共的施設の整備計画

令和8年度(1年間)

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
竜岩自然の家	筑紫野市	47,003	0	47,003	47,000
合計		47,003	0	47,003	47,000

第13次辺地対策事業総合整備計画事業概要

(単位:千円)

事業区分	計画年度	令和8年度		事業費		事業費		事業費合計	
		事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
本道寺・香園・辺地須原・	社会教育施設	竜岩自然の家空調設備設置事業	設計・工事	47,003					47,003
			事業費合計	47,003					47,003
			国県補助金	0					0
財源内訳		辺地債	47,000					47,000	
		その他特定財源	0					0	
		一般財源	3					3	

公共的施設別辺地総合整備計画の概要

(単位:千円)

年度 区分 施設名	第13次1ヶ年計画												合 計					
	令和8年度						令和9年度						事業費		財源内訳			
	事業費	財源内訳		事業費	財源内訳		事業費	財源内訳		事業費	財源内訳		事業費	財源内訳		事業費	財源内訳	
特定財源		一般財源	特定財源		一般財源	特定財源		一般財源	特定財源		一般財源	特定財源		一般財源	特定財源		一般財源	特定財源
道	150,688	17,700	132,988															
農	459,636	22,865	436,771															
林	1,010,005	525,955	484,050															
除雪機	13,453		13,453															
公民館	33,502		33,502															
飲用水供給施設	55,514	14,436	41,078															
消防施設	60,758	7,317	53,441															
社会教育施設	991,956	177,966	813,990	47,003											47,003			47,003
小計	2,775,512	766,239	2,009,273	47,003											47,003			47,003

(余白)

議案第16号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

次の区域をむさしヶ丘五丁目に変更する。

大 字	地 番
萩 原	21番、22番、22番2、23番1、23番2、23番3、 23番4、24番、26番1、26番3、26番7、26番8、 26番9、27番1、27番2、27番3、27番4、28番、 28番2、31番1、31番4、31番6、32番1、32番2、 33番、34番、35番1、35番5、36番1、36番6、 37番1、49番1、412番3、412番4、412番8、 412番9、413番2、413番8
筑 紫	1382番1、1383番1、1383番3、1383番4、 1383番5、1383番6、1384番6、1384番7、 1383番10、1383番11、1383番12、 1386番2、1387番、1388番1、1388番2、 1388番6、1388番7、1390番2、1390番4、 1392番1、1428番1、1428番3、1429番1、 1429番5、1429番8、1429番9、1429番10、 1429番17

前記地番は、令和8年1月5日現在の登記簿による。

議案第17号

水道の給水協定に関する協議について

上記のことについて、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

理 由

筑慈苑施設組合等の要望により、筑慈苑及び山家スポーツ公園の利用者が、隣接する筑前町の水道を利用できるようにするため、筑前町と本市との給水協定を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 筑前町と筑紫野市との水道の給水に係る協定

筑前町（以下「甲」という。）と筑紫野市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 の規定に基づき、乙の区域内に位置する筑慈苑施設組合及び筑紫野市山家スポーツ公園の利用者に、甲の水道を利用させるため、必要な水道施設（以下「施設」という。）を甲乙の区域内に設けること、及びその利用に供させるための区域（以下「給水する区域」という。）の設定並びに水道料金、加入金、給水装置の新設等の費用（以下「料金等」という。）について協議し、次のとおり協定を締結するものとする。

（給水する区域）

第 1 条 甲が乙に対し給水する区域は、筑紫野市大字山家の一部（筑慈苑施設組合及び筑紫野市山家スポーツ公園）とし、別添位置図に示すとおりとする。

（料金等）

第 2 条 料金等は、筑前町水道事業給水条例（平成 17 年筑前町条例第 142 号）、その他の筑前町の規程に定めるところによる。

（期間）

第 3 条 協定の期間は、この協定の締結日から甲乙がこの協定の対象となる施設の用途廃止をする日までとする。

（疑義の解決方法等）

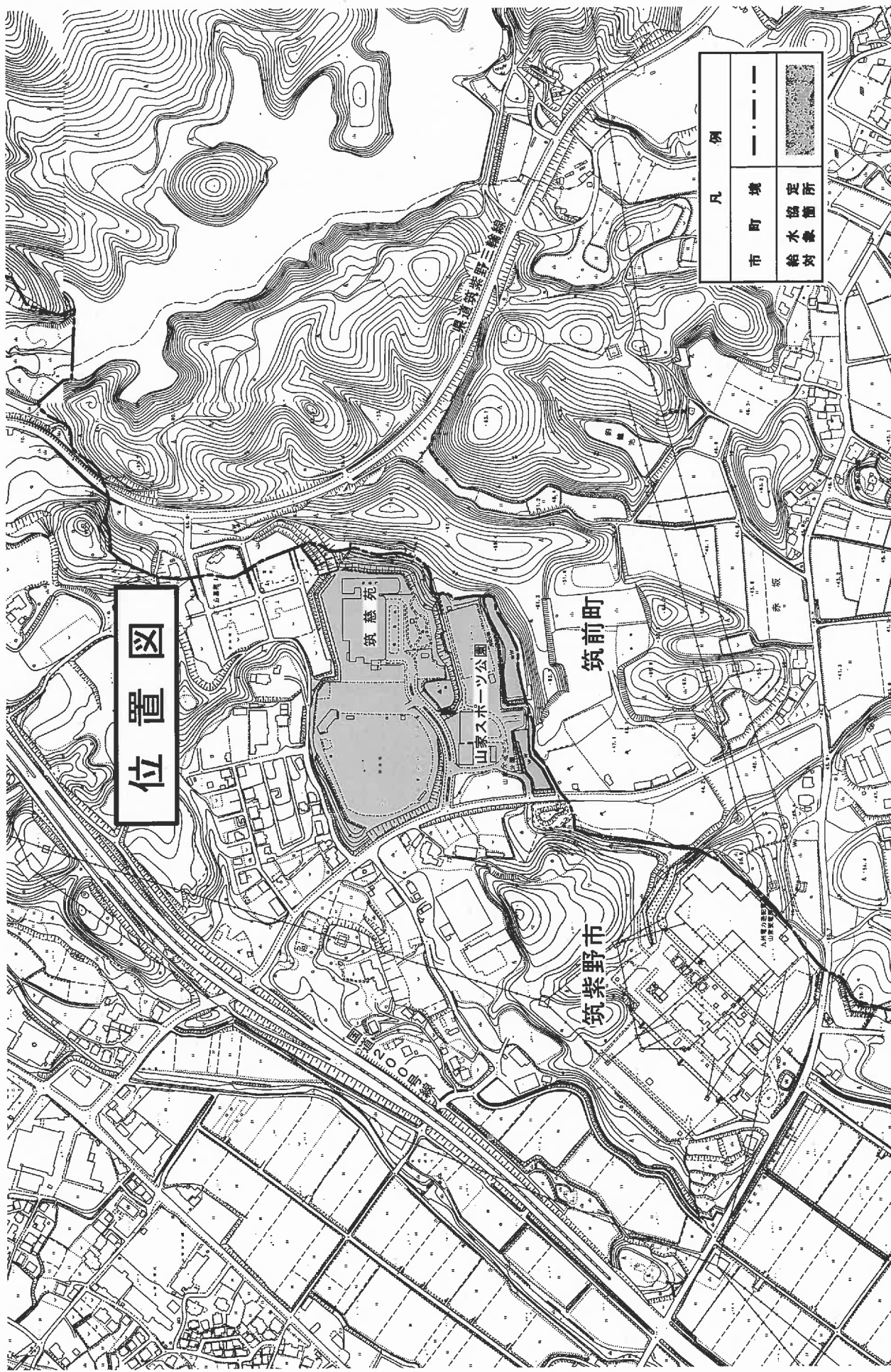
第 4 条 この協定に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 朝倉郡筑前町篠隈 373 番地  
筑前町  
筑前町長 田頭 喜久己

乙 筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号  
筑紫野市  
筑紫野市長 平井 一三



位置図

凡 例	
市 町 境	— · — · —
水 協 定 所	— · — · —
給 水 所	■

(余白)

議案第18号

下水道の排水協定の変更に関する協議について

上記のことについて、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

筑紫野市長 平井 一三

理 由

下水道事業の円滑な運営のため、本市と筑前町との間で下水道の排水に係る協定を締結しているが、筑慈苑施設組合等の要望により、筑慈苑及び山家スポーツ公園の利用者が、隣接する筑前町の下水道を利用できるようにするため、協定内容（排水区域）の一部を変更するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 筑紫野市と筑前町との下水道の排水に係る協定の一部変更

平成 25 年 4 月 1 日付けで締結した筑紫野市と筑前町との下水道の排水に係る協定（以下「原協定」という。）の一部を、次のとおり変更する。

（原協定の一部変更）

原協定第 1 条中「別添位置図」を「別添の位置図 1 及び位置図 2」に変更する。

原協定の第 2 条に次の 1 項を加える。

4 前条別添の位置図 2 で定めた区域における工事の施行及び負担金については、前 3 項の規定は適用しない。

（別添資料の変更）

別添位置図を位置図 1 とし、位置図 2 を加える。

## 筑紫野市と筑前町との下水道の排水に係る協定

筑紫野市（以下「甲」という。）と筑前町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3の規定に基づき、それぞれの市町の区域外に下水道管渠施設（以下「施設」という。）を設けること及びそれぞれ他市町の施設を自己の住民の利用に供させるための区域（以下「排水する区域」という。）の設定及び施設の維持管理等について協議し、次のとおり協定を締結するものとする。

### （排水する区域）

第1条 乙が甲に対し排水する区域は、筑前町二の一部とし、甲が乙に対し排水する区域は、筑紫野市大字山家の一部とするものとし、それぞれ別添の位置図1及び位置図2に示すとおりとする。

### （工事の施行及び負担金）

第2条 前条の排水する区域における施設の工事の施行は、当該工事を実施する年度の前年度までに甲乙協議を行い、工事の実施年度の早い市町が行うものとする。

2 前項の工事に要した費用は、甲乙に係る当該工事個所の排水面積の割合により負担するものとする。

3 供用開始後において取付管の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行う場合は、甲乙協議して工事を実施するものとする。

4 前条別添位置図2で定めた区域における工事の施行及び負担金については、前3項の規定は適用しない。

### （維持管理及び負担金）

第3条 施設の維持管理は、当該施設の工事をした市町が行うものとし、その要した費用は、甲乙協議して負担金額を決定し負担するものとする。

### （排水設備工事）

第4条 排水設備等の新設等の工事は、当該工事を行う土地の所在する市町が指定した排水設備工事店が実施するものとする。

### （下水道使用料の賦課及び徴収）

第5条 下水道使用料の賦課及び徴収は、当該下水道使用料に関する土地の所在する市町が行うものとする。

### （受益者負担金の賦課及び徴収）

第6条 受益者負担金の賦課及び徴収は、当該受益者負担金の対象となる土地の所在する市町が行うものとする。

(期間)

第7条 この協定の期間は、甲乙がこの協定の対象となる施設の用途廃止を決定するまでの期間とする。

(疑義の解決方法等)

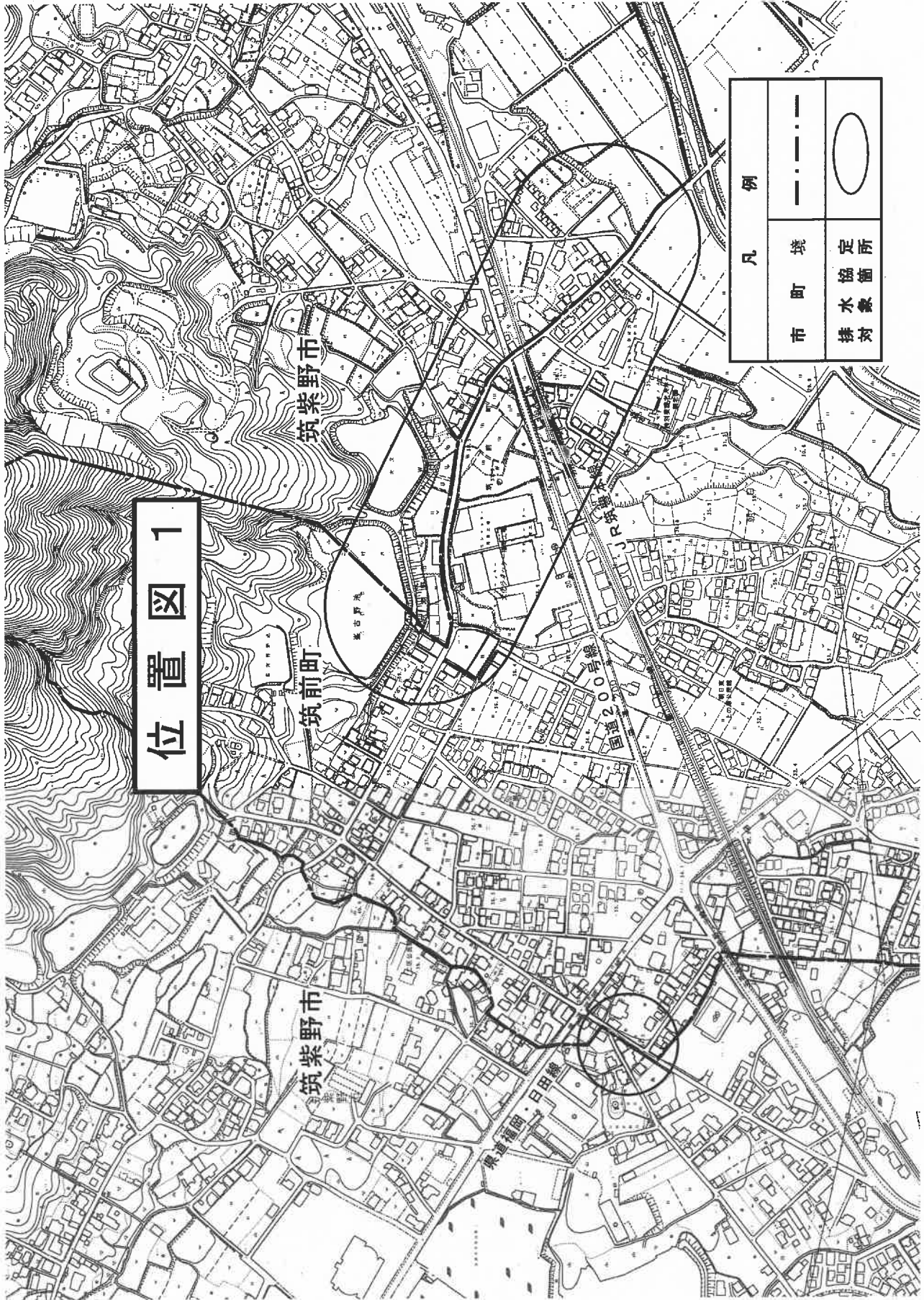
第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

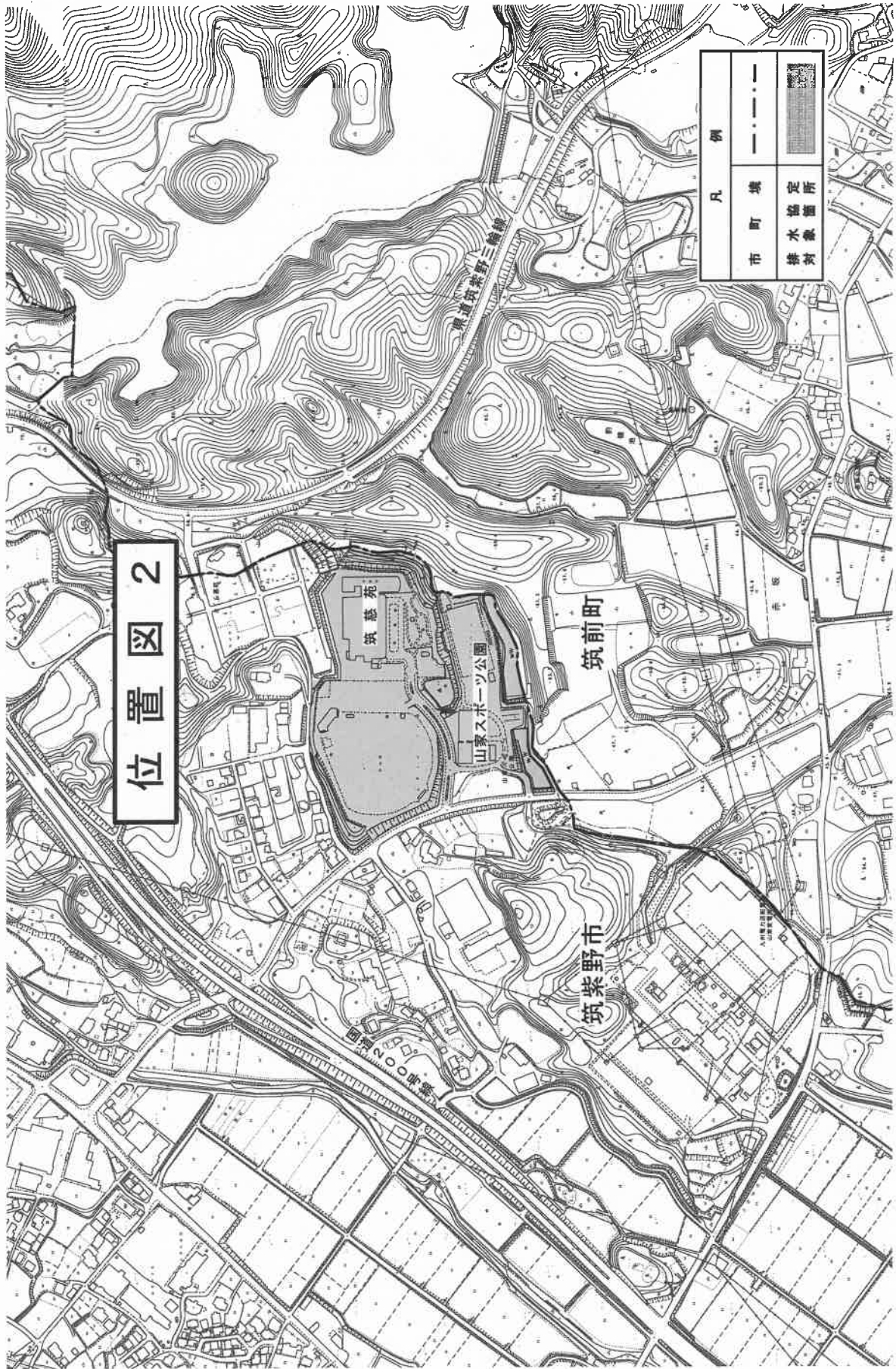
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 筑紫野市石崎1丁目1番1号  
筑紫野市  
代表者 市長 平井 一三

乙 朝倉郡筑前町篠隈373番地  
筑前町  
代表者 町長 田頭 喜久己





議案第19号

令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第10号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第20号

令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に  
ついて

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第 21 号

令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 22 号

令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第23号

令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第24号

令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第25号

令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第26号

令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第27号

令和8年度筑紫野市一般会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第28号

令和8年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第29号

令和8年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第30号

令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 31 号

令和 8 年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 3 2 号

令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 33 号

令和 8 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 34 号

令和 8 年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 35 号

令和 8 年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 36 号

令和 8 年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 37 号

令和 8 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 38 号

令和 8 年度筑紫野市水道事業会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 39 号

令和 8 年度筑紫野市下水道事業会計予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑紫野市長 平 井 一 三